

八街市心身障害者扶養年金制度加入者掛金助成に関する要綱を廃止する告示
を次のように定める。

令和8年5月8日

八 街 市 長 北 村 新 司

八街市告示第148号

八街市心身障害者扶養年金制度加入者掛金助成に関する要綱を廃止する
告示

八街市心身障害者扶養年金制度加入者掛金助成に関する要綱（平成31年告
示第21号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和9年4月1日から施行する。